

答 申 書

平成14年7月18日付け石教学第143071号で石狩市就学指導委員会に諮問のあった以下について答申します。

諮問事項

- 1 学校適応指導教室の運営に関する事
- 2 就学予定者、児童及び生徒の就学に関する事
- 3 その他目的達成のために必要な事項

記

1 学校適応指導教室の運営に関する事について

長期欠席児童生徒の状況の学校からの報告については、学校教育法施行令により連続して7日以上欠席のあった児童生徒について教育委員会に通知することが義務づけられており、本年10月末現在で長期欠席児童生徒のうち不登校とされている児童生徒数が小学生12名、中学生39名となっている。

これは、本市では学校教育法施行令で規定される連続する欠席日数によらず、不登校傾向にある児童生徒についても任意で通知を求めているため、数値では多くの児童生徒となっていることを考慮しても、50名前後の児童生徒が不登校状態となっていることは憂慮すべき状況であると言わざるを得ない。

本市では平成14年度4月から適応指導教室「ふらっと くらぶ」を開設し、怠学を除く不登校児童生徒を対象に「居場所」として位置付け、今日まで1年6ヶ月程度の活動を展開してきた。

「ふらっと くらぶ」の主な活動は、個別活動、集団活動、体験活動、相談活動を柱として多くの不登校児童生徒の参加を呼びかけているが、10月末現在で小学生3名、中学生4名の7名にとどまっている実態がある。

このため、多くの不登校傾向にある児童生徒が参加できるための翌年度の活動に向けて、「ふらっと くらぶ」の活動の理解を深めるためのアピールの方法については、不登校児童生徒とその保護者のみならず義務教育での児童生徒及びその保護者すべてに活動状況をPRすることや、PRの時期を第3学期時点から行うこと、さらに中学生に対しては可能な教科指導のスケジュールをあらかじめ示し、不登校傾向にある生徒が自己選択できるようなシステムを検討すること、また、体験活動の選択肢を増やすことなどが必要であると思われる。

この活動をより有効に展開するためには、近隣の大学生ボランティアの協力による

ことが不可欠であり、平成13年度に北海道教育庁と北海道教育大学との間で交わされた学生ボランティア派遣制度を活用することや、市内に校舎を持つ大学の協力を得ながら積極的にとり進めるべきと判断する。

2 就学予定者、児童及び生徒の就学に関することについて

本年度は、現在小中学校に在学している22名の児童生徒の状況について報告がなされ、これを承認した。

また、来春の就学予定者及び中学進学者、措置変更が必要とされる児童生徒15名についての判定は、専門部会長の報告を妥当と認め、別紙一覧表の就学指導委員会判定のとおりとする。

3 その他目的達成のため必要な事項

平成15年度に八幡小学校に知的学級及び情緒学級1学級ずつの新設と緑苑台小学校に肢体不自由学級の新設を計画しているとの報告がなされたところであるが、平成14年度4月からの学校教育法施行令の改正及び文部科学省が現在検討を進め、調査研究協力者会議が10月に中間まとめとした「今後の特別支援教育の在り方」の内容を踏まえ、特殊学級を利用する児童生徒及びその保護者の不利益とならないような配慮を持った上で、今後の市内特殊学級の在り方について検討することが必要である。

特殊学級設置の方針については、平成15年度に検討結果をまとめ、平成16年度以降に施行したいとの事務局報告がなされているが、障害をもつ児童生徒の通学の利便性や学校生活での支障を来たさないような学級運営が継続的に図られることなどに配慮し、児童生徒数の将来推計を慎重に行い、早期療育担当部局との綿密な連携を持ってこれに当たるように努められたい。

平成14年12月6日

石狩市就学指導委員会

委員長 神谷 之博